

福井市川西中学校 いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月



福井市川西中学校

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」ことを児童生徒が十分に理解することが大切である。

本基本方針は、いじめ防止対策推進法の規定、福井市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するためのものである。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- 一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切に、相互に尊重し合う社会を実現するため、生徒が自分自身を大切に、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気を持って行動できる人として育てることを重視する。
- すべての生徒が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努める。
- 生徒が安心して学校生活を送り、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目的に、市、教育委員会、警察、学校、家庭、地域の関係者が連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組む。

2 いじめの定義と判断

- 「いじめ」とは、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指す。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるために、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

（１）「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

- ふるさと教育や偉人の生き方に学ぶことを通して、人として大切なことを教えるとともに、芸術やスポーツ等も含め、生徒の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切に、生徒同士が互いの良いところを認め合う人間力を高める。
- 発達障害等のある生徒がいじめを受けることがあるため、障害への理解やそれぞれの個性や人格の違いを認め合う教育を進める。
- 人権教育全体計画に基づき、計画的・系統的な人権教育を進め、その指導内容や指導方法の工夫・改善に努めながら、生徒が生命や人権を大切にする心を育てる。
- 修学旅行、宿泊学習、校外学習、職場体験などを通して、同世代だけでなく、大人や障害のある人などとの心の触れ合いの機会を設け、生徒が共に活動することに喜びや感動を得られる教育を進める。
- 道徳教育を推進し、生徒に対して、生活のために必要な習慣や態度を身に付けさせることに努め、人との関わり、人間としての在り方や生き方に関する認識を深めさせ、生徒が自分の目標に向かってやり抜くためのたくましさ育てるとともに、思いやりや助け合いの心に従って行動できる力を育てる。

（２）学校評価への位置づけ

- 学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。
- いじめの防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修等の実施等）に係わる項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等の取組の改善に努める。

（３）いじめの未然防止

- すべての生徒にとって分かりやすい授業のあり方を常に研究し、生徒が楽しく学べる教育に努める。
- いじめの背景には、過度の競争意識や勉強・友人等に係るストレスが存在することから、生徒の悩みや不安に耳を傾けながら、ストレスに適切に対処できるよう支援する。
- 規律や秩序の確立を通して、生徒が安心して学校生活が送れる環境を整えるとともに、集団の中で不安を感じることがないように、生徒の心の居場所をつくることに心掛ける。
- 学級活動や生徒会活動等を活用して、生徒の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進する。

- 「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求める。
- 生徒が、自分でインターネットの利用について考えるための指導や、家庭でのインターネット利用に関するルールづくりの働きかけを行い、生徒や保護者がインターネットの危険性や注意点等について共に考える機会を設けるなど、インターネット上のいじめの予防に向けた啓発に努める。
- 以下の児童生徒を含め、特別な配慮が必用な児童生徒に対する特性を踏まえた適切な支援を行う。
 - ①発達障害等の障害のある生徒
 - ②海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
 - ③性同一性障害や性的指向・性自認に係わる生徒
 - ④東日本大震災で被災した生徒または原子力発電所事故により避難している生徒
 - ⑤感染症等に罹患した生徒

(4) いじめの早期発見

- いじめは見えにくい形で行われることが多いため、いじめを見過ごしたり見逃したりしないよう生徒の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いをもち、早期にいじめを発見するよう努める。
- いじめの被害と加害および他の生徒のいじめ行為の状況について、生徒自らがチェックするシステムを継続的に実施するとともに、生徒と保護者を対象としたアンケート調査や個別面談等を定期的かつ計画的に実施して、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
- PTAや地域の関係団体との連携を促進し、子どもの状況に関する情報を共有するなど、家庭や地域と組織的に連携する体制を構築する。

(5) いじめの事案対処

- いじめの訴えがあった場合やいじめの兆候を発見した場合には、いじめられた生徒の立場に立って適切に対応するとともに、特定の教員が抱え込むことなく速やかに情報を共有し、組織的な対応につなげる。
- いじめの事実を確認した場合は、速やかに「いじめ対応サポート班」を組織して当該事案への対応策を協議し、個別面談や情報収集等の役割分担を決めてチームで対応する。
- いじめを受けたあるいは報告した生徒の心のケアを直ちに行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる生徒に対して事情を確認したうえで適切な指導を行う。
- いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきものや、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるようなものが含まれることがあるため、これらについては、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応をとる。
- 必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げることが困難な場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家や、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生委員・児童委員等との連携を進める。

(6) いじめの解消

- いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。
 - ①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
 - ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処

- いじめにより「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の重大事態が発生した場合、直ちに、教育委員会、警察へ報告するとともに、「いじめ対策委員会」において、いじめ事案の実態等を調査する。
- いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、関係者の個人情報に十分配慮しながら、情報を適切に提供する。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に向けて組織的かつ実効的な対応を行うため、校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、

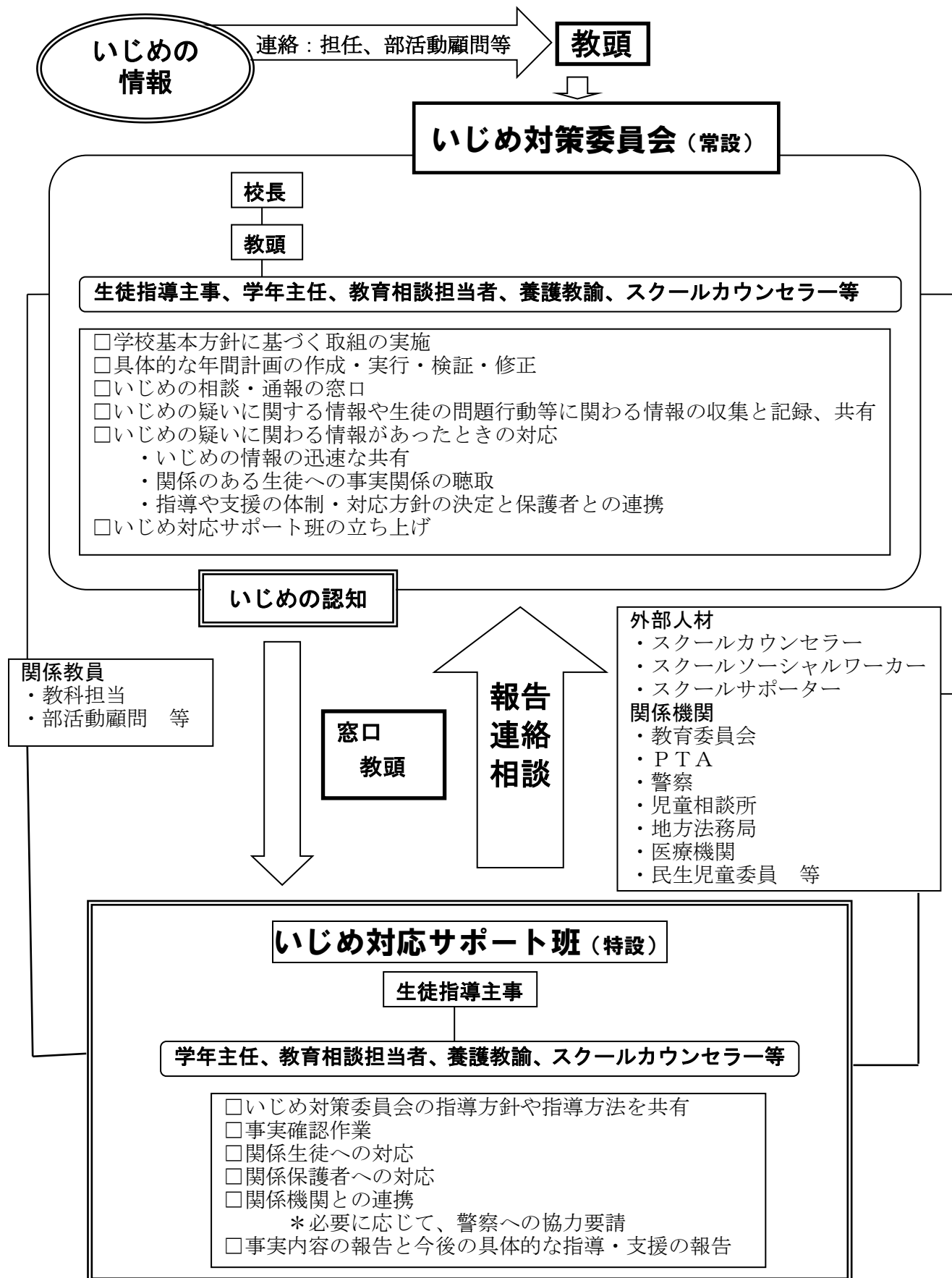
教育相談担当者、養護教諭およびスクールカウンセラー等の専門家な知識を有する者で構成する「いじめ対策委員会」を常設し、いじめの未然防止や早期発見、事案対処についての指導方策を定期的に協議する。

(2) いじめ対応サポート班

いじめの解消等に向けて組織的かつ実効的な対応を行うため、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当者、養護教諭およびスクールカウンセラー等の専門家な知識を有する者で構成する「いじめ対応サポート班」を特設し、当該事案への対応策を協議し、個別面談や情報収集等の役割分担を決めてチームで対応する。

(3) 組織図

福井市川西中学校



5 生徒指導・いじめ対策年間計画

	目標・教員の動き等	生徒の活動等		
		1 年生	2 年生	3 年生
4 月	規律指導、生活習慣の確立 いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 ↓ 職員会議 ・年間計画周知 ・教員の共通理解 ↓ P T A 総会等 ・基本方針の公表	中学校生活のスタート ・目標の設定 ・中 1 ギャップ対応 ・学習、生活習慣の確立 ・コミュニケーション活動	新学年、新クラスの発足 ・仲間との絆づくり ・目標の設定 ・各場面でのリーダーシップ ・お互いを認め合い、助け合う雰囲気づくり ・下級生への関わり リーダー研修会 ・集団を牽引するリーダーシップ ・一人ひとりを大切にする心	
		いじめアンケート（全校一斉） 年度初め・GWに向けての生活指導 ・生活習慣の乱れ、身なりの乱れに対する指導 ・校外生活のきまりについての確認 ・人間関係の変化をチェック ・インターネットの利用について		
5 月	挨拶、礼儀、言葉遣いの指導 集団生活・集団行動指導 いじめ対策委員会 ・アンケートから状況把握 ・対応を協議し、必要ならばサポート班編制 校内研修 ・道徳教育、人権教育の年間計画作成、周知	部活動のスタート ・挨拶、礼儀 ・先輩との関わり ・3年間やり通す強い意志 ・絆づくり	校外学習 ・自主的計画、運営 ・規律指導 ・集団行動 ・仲間との協力 ・コミュニケーション活動	修学旅行 ・自主的計画、運営 ・キャリア教育 ・集団行動 ・仲間との協力 ・コミュニケーション活動
		いじめアンケート（全校一斉） 生徒総会 ・自主的な活動 ・仲間との絆づくり ・コミュニケーション活動 ・建設的な意見交換		
6 月	身だしなみの指導、保健安全指導 いじめ対策委員会 ・アンケートや個人面談、家庭訪問から状況把握 ・いじめアンケートの分析、未然防止に生かす ・対応を協議し、必要ならばサポート班編制 教育相談週間 ・生徒理解、信頼関係の形成、悩みの解消、軽減 ・保護者との連携、信頼関係の形成 ・いじめの早期発見、対応	衣替え ・規律指導 ・身だしなみの指導 教育相談アンケート（全校一斉） 教育相談週間 中間テストに向けて ・目標設定、計画づくり ・不正の禁止・取り組む態度 ・学習内容が理解できているか確認 ・振り返り 避難訓練 ・真剣な態度 ・命を守る ・安全意識 中体連夏季総合競技大会 ・目標に向けて努力 ・仲間との絆づくり ・応援、激励、認め合い ・最後まで力を出し切る いじめアンケート（保護者向け）		

7月	学校生活の自己評価、奉仕活動への参加 いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・アンケート、保護者会からの状況確認 保護者会 ・情報交換、意見収集 ・いじめの早期発見、事案対処	いじめアンケート（教員向け） 部活動新チーム発足（運動部） ・リーダーの育成 ・絆づくり ・目標設定 ・一生懸命に参加する 学校祭計画 ・自主的な計画 ・コミュニケーション力の育成 ・リーダーの育成 ・役割の自覚、協力 いじめアンケート（全校一斉） 夏季休業に向けての生活指導 ・生活習慣の乱れ、身なりの乱れに対する指導 ・校外生活のきまりについての確認 ・人間関係の変化をチェック ・インターネットの利用について（ひまわり教室）
8月	長期休業中の安全確認 家庭訪問 いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・夏休み後に向けて いじめ・生徒指導に関する校内研修会 ・4月から7月までの反省 ・9月からの取組 ・教員の共通理解 学校祭に向けての指導	親子ボランティア ・体験的な活動 ・親子の絆づくり ・奉仕の心 地域交流活動（各地域行事等参加） ・体験的な活動 ・絆づくり ・地域との連携 家庭訪問 職場体験 ・進路への意識 ・マナー、身だしなみ、挨拶 ・仕事の厳しさ、プロ意識を学ぶ 学習会 ・進路に向けての意識 いじめアンケート（全校一斉） 期末テストに向けて ・目標設定、計画づくり ・不正の禁止・取り組む態度 ・学習内容が理解できているか確認 ・振り返り ・夏休み、学校祭からの切り替え
9月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	学校祭（体育祭・文化祭） ・絆を強める ・地域交流 ・自主的な活動 ・自己の役割への責任感 ・コミュニケーション ・リーダーシップ ・達成感、自己肯定感の育成 いじめアンケート（全校一斉）
10月	1学期の総括、身だしなみの指導 いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	中体連秋季新人競技大会 ・目標に向けて努力 ・仲間との絆づくり ・応援、激励、認め合い リーダー研修会 ・集団を牽引するリーダーシップ ・一人ひとりを大切にする心 いじめアンケート（全校一斉） 学習会 ・進路に向けての意識

11 月	集団生活の見直し いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	生徒総会 ・新旧の交代・自主的な活動 ・仲間との絆づくり ・コミュニケーション活動 ・建設的な意見交換 教育相談アンケート 教育相談週間 いじめアンケート（全校一斉） いじめアンケート（保護者向け） 情報モラル講習会 ・情報モラルや正しいコミュニケーションの指導 ・ネットいじめの防止 ・犯罪の被害者、加害者にならない ・人権尊重の意識、思いやり
12 月	学校生活の自己評価、安全指導 いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 保護者会 ・情報交換、意見収集 ・いじめの早期発見、事案対処	中間テストに向けて ・目標設定、計画づくり ・不正の禁止・取り組む態度 ・学習内容が理解できているか確認 ・振り返り 人権週間の取組 ・人権集会での講話 ・人権作文発表 ・委員会発表 いじめアンケート（全校一斉） いじめアンケート（教員向け） 冬季休業に向けての生活指導 ・生活習慣の乱れ、身なりの乱れに対する指導 ・校外生活のきまりについての確認 ・人間関係の変化をチェック 進路決定に向けて ・将来への展望 ・強い意志 ・全員で受験を乗り切る意識
1 月	新年の目標設定 いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	いじめアンケート（全校一斉）
2 月	感謝・愛校心指導 いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	いじめアンケート（全校一斉） いじめアンケート（教員向け） 期末テストに向けて ・目標設定、計画づくり ・不正の禁止・取り組む態度 ・学習内容が理解できているか確認 ・振り返り

3月	学年の総括、礼儀 いじめ対策委員会 - 定期的に状況把握 - いじめアンケート分析 - 年度の振り返り - 新年度に向けて計画見直し	球技大会 - 絆を強める - 応援、認め合い - チームでの協力 卒業生を送る会 - 感謝の心 - 自主的な企画、運営 - 次の学年の自覚 いじめアンケート（全校一斉） 校内奉仕活動 - 学校、地域に感謝して 卒業式 - 礼法指導 - 感謝の心 - 厳粛な雰囲気づくり 立志式 - 礼法指導 - 目標設定 - 厳粛な雰囲気づくり
	いじめ対策委員会 - 定期的に状況把握 いじめ対策サポート班 - 起きたときに即対応	いじめアンケート調査 - 毎月1回 - 基本的に月末の朝の会